

令和2年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和2年10月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 契約不適合責任期間

□ 契約不適合責任期間の変更

西宮市における契約不適合責任期間（民法改正前のかし担保期間に相当する期間）について、令和2年10月1日以降に入札公告、指名通知書又は見積通知書の発送を行う契約から以下のとおりとします。

【契約不適合責任期間】

○ 現在

工 種	期 間
土木工事	1年
建築工事	1年
機械工事	2年
その他工事	1年

● 令和2年10月1日以降

工事内容等による区分	期 間
設備機器設置が含まれていない工事	2年
設備機器設置が含まれている工事	2年 (設備機器本体は1年)
設備機器設置が含まれている場合で、設備機器本体に係る契約不適合についても同じ期間を設定する必要がある工事	2年